

令和6年那審第15号

裁 決
遊覧船A転覆事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年3月19日11時00分

沖縄県石垣島西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊覧船A

総 ト ン 数 1.9トン

登 録 長 8.46メートル

機 関 の 種 類 電気点火機関

出 力 128キロワット

3 事実の経過

Aは、平成29年3月に進水し、船首部に操舵スタンドを、船体中央部両舷に長椅子をそれぞれ配し、同スタンドに舵輪、機関遠隔操縦装置及びGPSプロッターをそれぞれ装備した最大とう載人員旅客12人船員3人のFRP製遊覧船で、a受審人が1人で乗り組み、ダイビング客8人及びダイビングスタッフ1人を乗せ、ダイビングの目的で、船首0.3メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、令和6年3月19日09時00分沖縄県石垣港の係留地を発し、同県大崎西方沖合のダイビングポイントでダイビングを行ったのち、11時頃から風が強くなる気象情報を入手していたので、10時46分同ポイントを発進して帰途に就いた。

ところで、Aの排水口は、船体中央部両舷及び船尾部両舷の4か所にそれぞれ設けられており、目詰まり等の異常は認められなかった。

a受審人は、北西方からのうねりを伴う風波を船尾に受けながら操舵スタンド後方に立った姿勢で操船に当たり、ダイビング客を両舷の長椅子に4人ずつ腰を掛けさせ、ダイビングスタッフを船尾甲板に配置し、石垣島西方沖合を南下した。

a受審人は、10時55分少し過ぎ琉球観音埼灯台（以下「観音埼灯台」という。）から324度（真方位、以下同じ。）1.3海里の地点で、針路を164度に定め、毎時29.0キロメートルの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、定針したとき、船首方から高起した波浪を受けて大量の海水が甲板に打ち込み、10時58分観音埼灯台から302度1,250メートルの地点で、海水が船尾甲板に滞留するのを認め、更に海水が打ち込むと復原力を喪失するおそれがあったが、滞留した海水が排水口から排出されるものと思い、一旦停止して排水作業を行う

など、波浪の打ち込みに対する安全確保の措置を十分にとらなかった。

こうして、a 受審人は、11時00分少し前更に船首方から高起した波浪を受けて大量の海水が甲板に打ち込み、船尾甲板に滞留する海水が増加して右舷側に大傾斜し、11時00分観音埼灯台から252度870メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、復原力を喪失して転覆した。

当時、天候は雨で風力4の北風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、波高は1.5メートルで、石垣島地方に強風及び波浪注意報がそれぞれ発表されていた。

転覆の結果、船外機に濡損を生じたが、来援した知人の船舶にえい航されて石垣港に引き付けられ、のち修理され、a 受審人、ダイビング客及びダイビングスタッフは巡視船に救助された。

（原因及び受審人の行為）

本件転覆は、石垣島西方沖合において、強風及び波浪注意報がそれぞれ発表された状況下、同沖合を帰航中、打ち込んだ海水が船尾甲板に滞留しているのを認めた際、波浪の打ち込みに対する安全確保の措置が不十分で、更に船首方から高起した波浪を受けて大量の海水が甲板に打ち込み、船尾甲板に滞留する海水が増加して右舷側に大傾斜し、復原力を喪失したことによって発生したものである。

a 受審人は、石垣島西方沖合において、強風及び波浪注意報がそれぞれ発表された状況下、同沖合を帰航中、打ち込んだ海水が船尾甲板に滞留しているのを認めた場合、更に海水が打ち込むと復原力を喪失するおそれがあったから、一旦停止して排水作業を行うなど、波浪の打ち込みに対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、滞留した海水が排水口から排出されるものと思い、波浪の打ち

込みに対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、石垣島西方沖合を帰航中、更に船首方から高起した波浪を受けて大量の海水が甲板に打ち込み、船尾甲板に滞留する海水が増加して右舷側到大傾斜し、復原力を喪失して転覆する事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 4 月 1 5 日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 山 本 哲 也